

住居確保給付金のしおり (転居費用補助)

西宮市福祉事務所

令和7年4月8日

(2025年)

住居確保給付金（転居費用補助）とは

同一世帯員の死亡、離職、休業等により収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減する必要がある生活困窮者で、支給要件を満たす者を対象として、転居費用を支給します。

支給額等の詳細

支給額

転居先の住宅扶助額×3。ただし、実費が支給額を下回る場合は実費相当。詳細は下記表1、表2を参照。

表1 支給上限額一覧

世帯人数	支給上限額（西宮市内へ転居の場合）
1人	127,500円
2人	153,000円
3～5人	165,900円
6人	180,000円

表2 対象経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
○転居先への家財の運搬費用	○敷金
○転居先の住宅に係る初期費用 （礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、 住宅保険料）	○契約時に払う家賃（前家賃）
○ハウスクリーニングなどの原状回復費用 （転居前の住宅に係る費用を含む）	○家財や設備（風呂釜、エアコン等）の 購入費
○鍵交換費用	

支給方法

西宮市から転居先の大家や引っ越し運送業者等の口座へ直接振込

世帯認定

住民票上の世帯登録に関わらず、同一住居かつ同一生計の世帯員は同一世帯と判断します。

支給要件

以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

①著しい減収により、住居喪失またはその恐れがあること

世帯員の死亡による収入の減少や離職、休業等により収入が著しく減少し、経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居喪失のおそれがある者であること

②収入減少から2年以内であること

申請日の属する月において、収入が著しく減少した月から2年以内であること

③主たる生計維持者であること

申請日の属する月において、属する世帯の生計を主として維持していること

④収入が収入基準額以下であること

申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表3の金額以下であること

(収入の算定方法は、次ページの表4を参照)

表3 収入要件

世帯人数	基準額	家賃額 (上限)	収入基準額 (基準額+家賃額)
1人	84,000円	42,500円	126,500円 (上限)
2人	130,000円	51,000円	181,000円 (上限)
3人	172,000円	55,300円	227,300円 (上限)
4人	214,000円	55,300円	269,300円 (上限)
5人	255,000円	55,300円	310,300円 (上限)
6人	297,000円	60,000円	357,000円 (上限)

表4 収入の算定範囲（前ページ④関係）

算定対象	算定対象外
<p>○<u>税引前の稼得収入</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金 <ul style="list-style-type: none"> 賞与 ※通勤手当は算定対象外 ・事業収入(経費を差し引いた控除後の額) <ul style="list-style-type: none"> 原稿料 ネットオークションで得た収入(事業として行っている場合に限る) ※事業収入赤字は0円 ・役員報酬 ・不動産賃貸収入(経費を差し引いた控除後の額) <ul style="list-style-type: none"> 家賃収入 <p>○<u>税引前の収入全般</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・失業等給付(国家公務員法退職手当法等規定による雇用保険の失業等給付に相当する給付を含む) ・各種年金 <ul style="list-style-type: none"> 国民年金 国民年金基金 厚生年金 厚生年金基金 共済年金 障害補償年金、遺族補償年金(労災保険) ・年金生活者支援給付金 ・特別障害給付金 ・軍人恩給 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> 仕送り(同居配偶者等以外) 養育費(右記以外) 婚姻費用分担金 慰謝料(継続的なもの) 障害補償費(公害健康被害の補償等に関する法律) 健康保険傷病手当金 ボランティアで得た収入(交通費分は除く。) 	<p>○<u>特定の目的のために支給される手当・給付</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当 ・公的年金における子の加算額 ・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・児童手当 ・里親に支給される手当等 ・奨学金(貸与型・給付型は問わない) ・児童育成手当(自治体独自の手当) ・養育費(裁判所等にて作成された証明書等により、客観的に子の養育という「特定の用途・目的のために支給される手当・給付」であることが確認可能である場合) <p>○<u>職業訓練受講給付金</u></p> <p>○<u>各種保険金の受取 等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命保険(配当金含む) ・損害保険 ・学資保険 ・産科医療補償制度において受け取る補償金等 <p>○<u>一時的な(一年未満の)収入</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・慰謝料(一括で支払われるもの) ・仮払金(裁判所の賃金仮払い仮処分によるもの) ・通常短期間支給される手当・給付 <ul style="list-style-type: none"> 休業補償給付、療養補償給付(労災保険) ・義援金 ・配当金 ・株式等の売却益 ・退職金 ・未支給年金 ・ネットオークションで得た収入(事業として行っていない場合) <p>○<u>雇用継続給付(高齢・育児・介護)</u></p> <p>○<u>22歳以下かつ就学中の子の収入</u></p> <p>○<u>給与等に含まれる通勤手当</u></p>

支給要件（続き）

⑤資産が金融資産基準額以下であること

申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表5の金額以下であること
(資産の算定方法は、下記の表6を参照)

表5 金融資産要件

世帯人数	金融資産
1人	50.4万円
2人	78万円
3人以上	100万円

表6 金融資産算定範囲

算定対象	算定対象外
<input type="checkbox"/> 現金（右欄※を除く） <input type="checkbox"/> 預貯金（右欄※を除く） 財形貯蓄 <input type="checkbox"/> 債券 国債 <input type="checkbox"/> 株式 出資金 <input type="checkbox"/> 投資信託 <input type="checkbox"/> 暗号資産	<input type="checkbox"/> 生命保険 個人年金保険（養老保険） 学資保険 ※東日本大震災に係る義援金、地震保険の保険金、東京電力からの原子力損害に対する補償金の受取り（その受け取りから1年（給付金支給単位期間の前日から起算して1年）までのもの）

⑥家計改善支援事業を利用し、家計改善のために転居が必要であると認められること

生活困窮者家計改善支援事業において、より家賃が低額な物件等の新たな住居へ転居し支出を削減する又は転居に伴い家賃が上がるが、転居に伴うその他の支出の削減により、家計全体の支出の削減が見込まれるなど、家計の改善のために転居が必要であるが、そのための費用の捻出が困難であると認められること

⑦類似の給付等を受けていないこと

自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者がを受けていないこと

⑧暴力団関係者でないこと

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

必要書類

①住居確保給付金支給申請書

- ・生活困窮者住居確保給付金申請書（様式1-1）
- ・住居確保給付金申請時確認書（様式1-2A）
- ・入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-2）

②本人確認書類の写し

運転免許証、マイナンバーカード※1、パスポート、
各種福祉手帳、健康保険証※2、住民票の写し、戸籍謄本等

※1 マイナンバーカードは、個人番号記載面の写しは不要です。

※2 健康保険証の被保険者等記号・番号等を隠したものを用意してください。

③2年以内の著しい収入減少の確認書類

世帯収入額が、申請日の属する月から2年以内に著しく減少したことがわかる書類の写し

④世帯員の死亡、離職、休業の確認書類

世帯収入額が著しく減少する直前に、申請者と同一の世帯に属する者が死亡したこと
又は

申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたこと
がわかる書類の写し

⑤収入の確認書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、
申請日の属する月の収入がわかる書類の写し

（給与明細書、収入の振込の記帳ページ、雇用保険受給資格証明書、年金手帳等）

⑥金融資産の確認書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する預貯金、財形貯蓄、債券、株式、
出資金、投資信託、暗号資産の残高がわかる書類の写し

（Webでのみ管理している場合は、その画面の写し）

必要書類（続き）

⑦要転居証明書

家計改善支援事業における家計に関する相談支援において、家計の改善のために転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められた場合に発行されます。

⑧居住維持費用関係書類（持家の場合のみ）

支給申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し

不正受給について

！注意！

住居確保給付金の虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を自治体が徴収します。

転居完了の報告について

転居後、報告書の提出が必要です

住居確保給付金を受給して転居した場合、新住居への入居日から7日以内に、下記の書類をよりそいに提出してください。

①住居確保報告書（様式5）

②新住居の賃貸借契約書

③新住所における住民票の写し

④転居に要した費用がわかる書類

領収証等

再支給について

住居確保給付金は、原則一人一回の支給です

ただし、通常の支給要件に加えて以下の要件に該当すれば再度支給を受けることができます。

再支給の要件

① 本給付金の受給終了後、世帯員の死亡、離職、休業等により世帯収入が著しく減少した者であること

住居確保給付金（転居費用）の受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、または申請者もしくは同一の世帯に属する者の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由又は個人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少したこと

② 前回の支給から一年を経過していること

従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過していること
過去に複数回の支給決定を受けている場合は、「受給終了後」＝「直前の受給終了後」となります。

申請・相談先等

申請・相談先

ソーシャルスポット西宮よりそい（生活困窮者自立相談支援機関）

住所：西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所南館1階

電話：0798-31-0199

担当課

西宮市役所 暮らし支援課 包括的支援第2チーム（住居確保給付金担当）

住所：西宮市六湛寺町10番3号

電話：0798-35-3144